



令和4年4月1日開所 家庭的保育事業 募集要項

募集期間：令和3年7月1日（木）～7月30日（金）

※事前協議は20日(火)までに行ってください

こども青少年局こども施設整備課

令和3年7月

目 次

1 募集概要	P 1
2 家庭的保育事業の整備・運営について	P 2
3 連携施設の確保について	P 10
4 事業実施者の審査基準	P 11
5 スケジュール	P 12
6 申請方法等について	P 13
7 面接について	P 14
8 その他	P 14
9 問い合わせ先	P 15

参考資料

資料 1 納付費について

資料 2 連携施設受諾促進加算の諸条件について

資料 3 令和3年度子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）

資料 4 かながわ保育士・保育所支援センター

1 募集概要

家庭的保育者の居宅等で0歳から2歳までの児童を保育する家庭的保育事業を運営する事業者を募集します。

(1) 募集エリア

募集エリアは以下のとおりです。

区	対象エリア	
神奈川	三ツ沢上町駅周辺	
西	戸部駅・高島町駅周辺	
港北	日吉駅周辺	綱島駅周辺
緑	鴨居駅周辺	長津田駅周辺

※予算の範囲内で採択をしますが、募集エリアに該当すれば採択を確約するものではありません。

※整備計画地周辺のニーズや定員構成については各区こども家庭支援課に御相談の上、同意を受けて下さい。同意なく進めた場合、補助金交付対象外になる可能性があります。

※整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があるため、申請を受理できない場合もあります。事前にご相談下さい。

※「整備が必要な地域」は、経年の待機児童数や保留児童数、申請動向等を踏まえて設定をしています。

(2) 整備費の助成

事業者の所有する物件、又は事業者が賃借する物件の改修に対して、「整備費（備品含む）」の助成を行います。

〔助成金額〕

200万円（上限）

※200万円のうち、保育の実施に必要とする備品購入は65万円を限度とします。

〔対象経費（事例）〕

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷蔵・冷凍庫の購入
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレ、幼児用シンク、幼児用バス（沐浴槽）、調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え

(3) 開所日

令和4年4月1日（厳守）

(4) その他

家庭的保育者の定年等に伴い、新たな家庭的保育者を立てたい場合（いわゆる代替わり）については、募集エリア（前頁 1 (1) 募集エリア）に限らず個別に対応させていただきますので別途ご相談ください。

2 家庭的保育事業の整備・運営について

(1) 制度概要

保育士の資格や看護師及び幼稚園教諭の免許をお持ちの方、家庭的保育を経験された方などで横浜市が認可した家庭的保育者が、家庭的保育者の居宅等でお子さんを保育します。

(2) 対象児童

満3歳未満で、保育を必要とする児童

（家庭的保育者及び家庭的保育補助者と3親等以内の親族関係にない児童）

(3) 定員規模

3人以上5人以下

(4) 児童を預かるまでの流れ（令和4年4月1日入所の場合）

令和3年11月頃

① 市が、利用の申請を受け付け、入所する児童を調整します。

令和4年2月頃

↓

② 利用決定通知を受け取った保護者から家庭的保育者へ連絡がありますので、双方でご相談のうえ、面談日時を設定します。

令和4年3月中旬～下旬

↓

③ 面談で、保護者の方へ保育方針や保育内容について、詳しく説明していただき、利用契約を結んでいただきます。

令和4年4月1日

↓

保育の開始

(5) 利用料金について

利用料金は、家庭的保育者がその責任において徴収します。（利用料金は、保護者の市民税

額により、各区福祉保健センターで決定します。)

<参考：資料3 令和3年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）>

(6) 支援体制について

ア 保育相談員による訪問相談

乳幼児の発達及び情緒の安定、心身の調和を図るような保育内容を促すとともに、保育に関する相談に応じるため、年2回、こども青少年局の保育相談員が、訪問相談を実施しています。

イ 看護師による巡回訪問

日常保育における保健活動の円滑な実施を図り、保健衛生に関する知識の啓発、助言、相談を行うため、市立保育所の看護師による巡回訪問を実施しています。

ウ 研修会の実施

保育内容の充実を図るため、研修会を実施しています。

エ 運営指導の実施

児童の処遇計画、安全確保及び健康管理等の観点から、年1回、区福祉保健センターによる立入調査を実施しています。

(7) 整備計画地について

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれがあるため、神奈川県が、市全域で区域指定しています。

このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。今後、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)などから土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性がありますので、整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

（参考法令等）

- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（※土砂災害防止法）
- ・ 神奈川県土砂災害ポータル
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

(8) 事業における注意事項

家庭的保育事業は原則市が設定する定年まで運営していただく事業となります。やむを得ない理由により事業継続が難しくなることが判明した場合は、事業廃止予定年度の少なくとも3年前までに市に協議をしてください。

なお、定年を迎える数年前からのご相談についても承らせていただきます。

(9) 設備基準の概要

定員構成について	
対象年齢	0歳～2歳
受入規模	3人以上5人以下
家庭的保育者について	
資格・経験等	<p>①及び②の両方に該当する個人であること (法人格による申請は募集しておりません。)</p> <p>①以下のア～エのいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保育士の資格 イ 看護師の免許 ウ 幼稚園教諭の免許 エ 家庭的保育補助者の経験が1年以上（※）ある方 ※1年以上とは・・・ 例：週1回の家庭的保育補助者の経験 → 5年の経験が必要となります。 <p>②低年齢児全ての保育知識を有し、認可保育施設において、低年齢児の保育経験が常勤で3年以上ある者（0歳児の保育経験は必須）</p>
年齢等	<p>満25歳以上61歳以下の方（※）</p> <p>※ 家庭的保育者は、満66歳を迎えた年度末をもって、要件がなくなります。</p> <p>※ 年齢は、令和4年4月1日時点の満年齢とします。</p>
その他の要件	<p>①家庭的保育者は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>②家庭的保育者は、他に職業を有せず、児童の保育に専念できる者であること。</p> <p>③家庭的保育者は、現に養育している学齢前の児童がいない者であること。 (ただし、現在養育している就学前のお子さんがいる場合は、自宅以外に家庭的保育の実施場所を確保する場合は申請できます。)</p> <p>④家庭的保育者は、施設賠償責任保険、児童傷害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。</p> <p>⑤家庭的保育者は、以下に該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 暴力団経営支配法人等 ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者 エ 破産者で復権を得ない者 オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。 カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第204条（傷害罪）、刑法第206条（現場助成罪）、刑法第208条（暴行罪）、刑法第208条の3（凶器準備集合及び結集罪）、刑法第222条（脅迫罪）、刑法第247条（背任罪）に違反したことにより、罰金の計に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

	<p>キ 市税等の滞納があること ※⑤については同居の親族も該当しないこと</p>
事業者の決定	認可事前協議の申請に対し、書類審査・実地調査・面接等を行い、横浜市児童福祉審議会の審議を経て、その適否を決定します。
研修の実施	<p>採択をされた場合、事業開始までに以下の研修の修了が必要となります。 (詳細は選考結果を通知する際にお伝えします。)</p> <p>①認定研修（保育士の資格を保有していない場合のみ） ②子育て支援員研修地域保育コース＜地域型保育＞（保育士資格の有無を問わず全員が対象）</p>
職員配置について	
配置すべき職員	<p>①家庭的保育者 ②家庭的保育補助者 ③調理員（連携施設等からの搬入や調理を委託する場合を除く） ④嘱託医</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児科医が望ましいが、難しい場合は内科医とすること ・歯科・内科はそれぞれ選定すること ・連携先の嘱託医と兼ねることも可
補助者の要件	<p>保育の補助を行う家庭的保育補助者（<u>保育士資格を保有していることが望ましい。</u>）の雇用が必要です。補助者の要件は次のとおりです。</p> <p>①開所までに子育て支援員研修地域保育コース＜地域型保育＞を修了すること。 ※子育て支援員研修の受講については、子育て支援課から案内をしますので随時受講をさせてください。</p> <p>②心身ともに健全であること。 ③乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳児に対する豊かな愛情を有していること。 ④補助者は、以下に該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 暴力団経営支配法人等 ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者 エ 破産者で復権を得ない者 オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。 カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第204条（傷害罪）、刑法第206条（現場助成罪）、刑法第208条（暴行罪）、刑法第208条の3（凶器準備集合及び結集罪）、刑法第222条（脅迫罪）、刑法第247条（背任罪）に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、その執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 キ 市税等の滞納があること</p>

設備構造等について

階 数 等	乳幼児の保育を行う専用の部屋は、原則として、居宅等の1階とする。ただし、居宅等の1階に保育室が確保できない場合は、居宅等の2階までに設置することとし、その場合は、建築基準法に規定する耐火建築物であり、避難上有効な設備を有するものであること。 ※避難設備については、2方向の避難経路が確保されていること。 ※居宅等が借家である場合は、家主の承諾があること。 ※借家である場合は、賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上またはそれと同等に認められる場合であること。
耐 震 性	新耐震基準を満たし、耐震上の問題がない建物とする。 ※昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物で申請する場合は、耐震判定機関等により耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出していただき、問題がなかったもの又は耐震補強が済んでいるものを対象とします。
安 全 性	既存建築物を改修して整備する場合は、建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付が確認できる建物のみ申請可能とする。 ※確認済証がない場合は、「建築計画概要書」を提出していただきます。 ※検査済証がない場合は、「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」を提出していただき、検査済証受付年月日の記載があり「未記載」となっていないことを確認します。 上記が確認できない時は、法適合を証明できる場合（ガイドラインによる建築基準法適合状況調査を実施し、完了検査までに基準適合が可能である場合に限る）のみ、整備が可能となります。
保 育 室 の 面 積	1室あたり面積9.9m ² 以上とし、実質的に児童の保育に使用する面積が、児童1人につき3.3m ² 以上であること。 0歳児を合同保育室で保育をする場合にはベビーゲート等で他年齢児と保育スペースを区画すること。
面積の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等の面積は、<u>壁芯・有効</u>の各面積を算定すること。（異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢毎に面積を算出すること。） ・その他の面積は、壁芯面積を算定すること。 ※有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものという。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 押し入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚 (イ) 吊り押し入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したもの除外） (ウ) 手洗い器 (エ) ピアノ
便 所 ・ 便 器	便所は、保育室・調理室と区画されていること。 児童用と職員用とがあり、衛生面への配慮から必ず各便所内に手洗いを設けてください（児童と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可。ロータンク手洗いのみは不可）。
医 务 室	児童が体調を崩した時などに静養する医務スペースを設けること。 ※静養又は隔離機能を持つ「部屋」にあることが望ましい。

調理室・調理設備	保育室と区画（腰高程度で可）し、衛生面で問題のないこと。 保育用の専用冷蔵・冷凍庫を設置、または同等の取り扱いができるこ と。調理員専用の手洗い設備が設置されていること、または設置予定であること。
衛 生 設 備	・乳児用と乳児用以外の手洗い設備を保育室内にそれぞれ設けることが望まし い。 ・沐浴設備を設置することが望ましい。
保 育 室 の 区 画	児童の保育を行う専用の保育室が調理設備、便所と区画されていること。
採 光 ・ 換 気 等	採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積が、その 居室の床面積に対して1／5以上であること。
非 常 災 害 防 止	火災警報器及び消火器を有すること。
屋外における遊戯等 に適した広さの庭	実施施設の敷地内に、2歳児1人あたり3.3m ² 以上であり、児童が実際に遊戯で きる面積の屋外の遊び場があること。ただし、敷地内に適當な遊び場を確保する ことが困難な場合は、児童の歩行速度で5分程度（概ね300m以内）にそれに代わ る公園等があること。距離は実際の歩行ルートで計測すること。
権 利 関 係	土地及び建物の権利については、家庭的保育者が所有又は賃借契約期間が賃貸 借契約において10年以上、またはそれと同等と認められる場合であること。 ※定期建物賃貸借契約の場合は担当者までご相談ください。
通 信 環 境	横浜市への支払請求事務をパソコンで行うため、インターネットが使用できる 通信環境であること。
ペ ッ ト の 飼 育	動物アレルギーを発生させる可能性のある動物や、児童に危険を及ぼす可能性 ある動物を飼育していないこと。

経営の安定性について

経 濟 的 基 礎	<p>ア 家庭的保育者が年間運営事業費※の6分の1（約2か月分）以上の額を安全 性があり、かつ換金性の高い預貯金等（普通預金、定期預金、国債等）により 保有していること。</p> <p>※申請時の定員数により年間で支払われる公定価格及び横浜市の独自助成である 向上支援費に基づき算定してください。年間運営事業費の目安は「参考資料2」を ご覧ください。</p> <p>イ 整備に必要な資金が確保されていることを確認します。整備資金に借入金を 充てる場合は、返済が確実に見込まれるかどうかを、償還計画書をもとに確認 します。</p> <p>ウ 本申請のほか、施設整備を予定している場合については、申請状況・資金計 画について確認します。</p> <p>エ <u>開所当初は定員に満たないケースもあるため、余裕をもった資金計画を立て てください。</u></p> <p>オ 資金の管理については当該家庭的保育事業専用の独立した口座を設け、その 他の事業の会計と区分してください。認可申請時（令和4年1月頃）までに口 座を開設してください。</p>
-----------	--

保育内容について

保 育 内 容	保育内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠すると ともに、家庭的保育の特性に留意して、保育する児童の状態に応じた保育を行わ なければならない。
保 育 時 間 (開 所 時 間)	平日及び土曜日について原則8時間以上開所すること。（公定価格は11時間開所 を想定しているため、8時間開所の場合は給付費が減額となります。）

	なお、本市の補助を受けての整備の場合は、平日及び土曜日について11時間以上開所すること。
休園日	休園日は、原則として日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに、12月29日から1月3日の間とする。
費用負担	本市があらかじめ認めた延長保育料、実費徴収（延長保育サービスに伴う夕食代、おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めることは禁止しています。
保護者との連携	保護者と密接な連携を取り合い、日々の児童の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育者等とで日常の児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。
給食	原則、自園調理をすること。（調理業務の委託や連携施設からの搬入も可）※連携施設から搬入の場合、搬入した給食や検食を保存するための冷蔵・冷凍庫（冷凍目安容量70L以上）が必要。
保健衛生	必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
健康診断等	職員に対しては年1回、児童に対しては保育開始時の健康診断も含め、少なくとも年に2回健康診断を行うこと。 給食業務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。
連携施設	【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受け皿の設定」 ※「保育内容の支援」及び2歳児定員全員分の「卒園後の受け皿の設定」については、認可までに覚書により締結すること。 「代替保育の提供」については、必要に応じて覚書により締結すること。 ※事前協議にあたっては、2歳児定員全員分の「卒園後の受け皿の設定」について、連携先確保の見込みがあることを必要とします。（連携先確保の見込みとは、具体的な進級人数について連携施設から口頭での同意が得られている状態を示します。） 【連携施設】認可保育所、幼稚園、認定こども園

※その他法令等を遵守する必要があります。

(10) 近隣説明について

家庭的保育事業整備に伴う近隣対応は、応募事業者の責務です。整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等(特に隣接住民、町内会等)の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。近隣要望等については、応募事業者の責任において、誠意を持って対応してください。

ア 申請時まで

整備予定地の各区役所こども家庭支援課に相談の上、自治会町内会・連合町内会、ビル所有者及び近隣住民(特に隣接する住民)等に対し、申請前に必ず「家庭的保育事業整備について申請を行う」旨の説明をすること。

近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。

イ 採択後

整備について選定された後、速やかに地元自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。

ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

エ その他

近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施にあたっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。また、本市から指示があった場合は、戸別訪問または説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

(11) その他

- ア 当該申請による事業採択が、認可を確約するものではありません。年末から年度末にかけて認可書類を提出していただき、内容を確認したのち、認可します。
- イ 補助対象となる関係書類は情報公開の対象となります。
- ウ 家庭的保育事業において、宗教の教義を広め、儀式行事を行う等、信者を強化育成することを目的とする活動は行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。
- エ 同一エリアで整備予定か所数を超える申請があった場合は、「4 事業実施者の審査基準」により、評価の高い事業者を選考します。
- オ 自主財源にて整備を行うことも可能です。

3 連携施設の確保について

家庭的保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園が望ましい）、認定こども園と下記の内容について覚書を結んでください。連携先は複数設定していただいて構いません。事業申請までに整備する区こども家庭支援課に事前にご相談いただくことも可能です。

(1) 連携施設の役割

ア 保育の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、家庭的保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。認可書類提出時（令和3年12月頃）までに必ず締結していただきます。

イ 代替保育の提供【任意】

職員の急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行っていただきます。

ウ 卒園後の受け皿の確保【必須】

利用児童（2歳児）の卒園後の受け皿の設定について、認可書類提出時（令和3年12月頃）までに必ず覚書を締結していただきます。2歳児定員全員分の進級先確保の見込み（※）があることが申請の条件となります。申請書の提出時および面接で進級先確保状況について確認させていただきます。

※連携先確保の見込みとは、具体的な進級人数について連携施設から口頭での同意が得られている状態を示します。

(2) 連携先施設

ア 認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと締結することができます。

イ 連携施設の設定には、保育・教育理念や運営方針等確認しておくことが重要です。

(3) 連携施設受諾設置加算（横浜市独自加算）

家庭的保育事業の連携施設の確保を促進するため、連携先に対して雇用費等の経費の一部に充当するための助成を行っています。（自園に支払われる助成ではないので、ご注意ください。）

（令和3年度）

連携先	月額助成単価		支給条件
認可保育所	A区分	229,500円	助成を受けるためには支給条件があります。詳しくは「資料2」をご覧ください。
	B区分	114,750円	
幼稚園	A区分	85,000円	助成を受けるためには支給条件があります。詳しくは「資料2」をご覧ください。
	B区分	57,400円	
認定こども園	A区分	229,500円	助成を受けるためには支給条件があります。詳しくは「資料2」をご覧ください。
	B区分	85,000円	
	C区分	57,400円	

4 事業実施者の審査基準

(評価項目は例示です。)

評価項目	評価細目
1 申込者の資質	(1) 資格・保育経験・勤務経験・継続予見性 (2) 健康状態 (3) 家族構成 (4) 財務状況
2 職員体制	(1) 補助者の確保状況 (2) 調理員の状況
3 周囲の状況	(1) 交通アクセス (2) 周辺環境 (3) 公園・屋外遊戯場の状況
4 保育室の状況	(1) 定員構成 (2) 物件の権利関係 (3) 保育室の階層 (4) 調理設備の設置状況 (5) 採光 (6) 安全性・耐震性 (7) 防犯対策 (8) 衛生設備の設置状況
5 連携計画	(1) 卒援護の進級先の確保 (2) 連携施設設定の内容
6 面接	(1) 保育方針・施設運営の方針(保育理念、指針・要領等の理解度 等) (2) 人材確保・育成方針、キャリアパス(人材確保策、家庭的保育従事者に対する人材育成の考え方と具体案 等) (3) 地域住民対応、地域交流、地域子育て支援(地域対応・交流の考え方 等) (4) 苦情解決、保護者対応(苦情等の対応と責任 等) (5) 安全対策、防犯対策、事故時等の対応(事件・事故発生時における対応の理解度及び施設管理の考え方 等)

5 スケジュール

家庭的保育事業への申請から決定までの流れは、以下のとおり予定しております。ただし、申請の人数によっては、変更することがありますので、あらかじめ、ご承知おきください。

時 期	スケジュール（予定）							
7月30日	申請書提出締切 ※提出先：こども施設整備課							
8月上旬	事業実施場所への現地確認							
8月上旬	申請者との面接							
9月下旬	結果通知							
10月以降 順次	<table border="1"><thead><tr><th>保育士資格有の方</th><th>保育士資格以外の方</th></tr></thead><tbody><tr><td>子育て支援員研修（講義）</td><td>認定研修（講義7日程度） 認定研修受講結果通知</td></tr><tr><td>子育て支援員研修（実習） 2日以上</td><td>子育て支援員研修（講義） 実習 2日以上+48時間 (子育て支援員研修分+認定研修分)</td></tr></tbody></table>		保育士資格有の方	保育士資格以外の方	子育て支援員研修（講義）	認定研修（講義7日程度） 認定研修受講結果通知	子育て支援員研修（実習） 2日以上	子育て支援員研修（講義） 実習 2日以上+48時間 (子育て支援員研修分+認定研修分)
保育士資格有の方	保育士資格以外の方							
子育て支援員研修（講義）	認定研修（講義7日程度） 認定研修受講結果通知							
子育て支援員研修（実習） 2日以上	子育て支援員研修（講義） 実習 2日以上+48時間 (子育て支援員研修分+認定研修分)							
4月1日	<p>認可通知 開設準備 保育開始</p>							

6 申請方法等について

(1) 事前相談

申請物件の基準及び整備エリアの適合性等を確認するため、申請を希望される場合は、必ず 令和3年7月20日（火）までに事前相談にお越しください。

電話でご予約及び事前にExcel（図面等はPDF）データを送信していただいたうえで、相談にお越しください。

※直接お越しいただくことが困難な場合はご相談ください。

【必要な書類】

- (1) 計画している家庭的保育事業の案内図（屋外遊戯場や付近の公園の位置が分かるもの）、配置図、平面図
- (2) （既存建物の場合）建築確認済証及び検査済証の写し（又は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」）
- (3) 開所までのスケジュール（各種申請・工事関係工程、開所準備期間を反映したもの）
- (4) その他「事業計画書」など

(2) 申請書類の提出期限

令和3年7月30日（金）午後5時（必着）まで

(3) 提出方法

データにて送信してください。（データ化が困難な場合は、紙で正本・副本として2部印刷してお持ちください）

【提出先等】

■ Eメール : kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所13階

（最寄駅）みなとみらい線馬車道駅、JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

こども青少年局こども施設整備課 家庭的保育事業担当まで

電話：045-671-4146

■ ファイル名について

各資料のファイル名は次のとおりとしてください。

「資料番号_添付資料名_日付（状況）」

→例1：「01_事業計画書_0701(提出)」

例2：「02_履歴事項全部証明書の写し_0710(再提出)」

(4) 提出書類

申請書類等の様式	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/
----------	---

※電子メールによる資料送付は、市役所のメールサーバーの仕様により添付ファイルの容量上限が7MBとなりますので、容量を超える場合は、zipファイルにてまとめていただきか、大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでメールにてご連絡ください。頂いたメールアドレス宛にアップロード先URLのご案内を致します。

- 書類は、「事前協議書（頭紙）」、「事業計画書」、「添付書類一覧（確認表）」、「添付書類」の順番で構成してください。
- 紙で印刷する場合、以下のとおり作成をお願いします。
 - ア 「事前協議書（表紙）」、「事業計画書」、「添付資料一覧」、「添付書類」の順に書類を重ねてA4伴ダブルリングファイル（左2穴）に綴じてください。
 - イ 表紙・背表紙部分に『令和3年度家庭的保育事業事前協議書（仮称）園名』と記載してください。
 - ウ 添付書類には、必ずインデックス（「添付書類一覧」の番号1～23）付の紙の後に該当する資料を付けてください。
 - エ 申請書類は見やすい範囲内で可能な限り両面印刷で作成してください。

※不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください

7 面接について

- ア 日時：8月上旬（予定）
- イ 面接場所：横浜市役所（面接日時と併せて別途ご案内します。）
- ウ 面接内容
 - ・保育に対する考え方や運営に関すること
 - ・申請書に記載された内容に関すること
 - ・家庭的保育者としての適格性に関することなど

8 その他

- ア 申請後、面接前までに申請物件の現地調査をさせていただきます。
- イ ご提出頂いた申請書類及び添付資料は返却いたしません。
- ウ 審査をする上で、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- エ 採択後、いくつか条件を附すことがありますので、予めご了承願います。
- オ 平面図は設計士の方に依頼して作成してください。

9 問い合わせ先

(1) 制度・申請方法・申請内容に関すること

不明な点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。

横浜市こども青少年局こども施設整備課

【電話番号】 045-671-4146

【FAX 番号】 045-550-3607

【電子メール】 kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp

【担当者】 家庭的保育事業担当

(2) 募集エリア・各区のニーズに関すること

下記の部署まで電話又は電子メールにてお問い合わせください。

横浜市こども青少年局保育対策課

【電話番号】 045-671-4469

【電子メール】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】 各区担当（該当するエリア（区）をお伝えください。）

参考資料

- 1 納付費について**
- 2 連携施設受諾促進加算の諸条件について**
- 3 令和3年度子ども・子育て支援新制度**

利用料（保育料）月額

- 4 かながわ保育士・保育所支援センター**

参考資料1 納付費について

新制度では保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき納付費をお支払します。納付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担は横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

【参考サイト】

- ・新制度全般（内閣府HP）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

- ・公定価格の単価表及び試算ソフト掲載先 URL

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

家庭的保育事業 年間運営事業費の目安額		
(令和3年度 公定価格概算モデル) ※横浜市の独自助成である向上支援費を含む		
年間運営事業費		年間運営事業費の1／6
3人型	18,480,120円	3,080,020円
5人型	24,385,800円	4,064,300円

参考資料2 連携施設受諾促進加算の諸条件について(3年度)

連携先	月額助成単価	支給条件
認可保育所	A区分 229,500円	<p>支給条件</p> <p>下記の条件①ア、イ、ウ全てに該当すること又は条件②ア、イ両方に該当すること。</p> <p>条件ア 保育内容の支援(以下のうち3項目以上に該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援※を実施している。</p> <p>※地域子育て支援の例</p> <p>地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加(赤ちゃん教室や子育てサロン等)</p> <p>条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>単価 条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合 A 区分 229,500 円 条件②ア、イ両方に該当する場合 B 区分 114,750 円</p>
	B区分 114,750円	
幼稚園	A区分 85,000円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している。</p> <p>条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 <p>単価 条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A 区分 85,000 円 条件② ア、イともに該当する場合 B 区分 57,400 円</p>
	B区分 57,400円	
認定こども園	A区分 229,500円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。</p> <p>条件イ 保育内容の支援を行っている。(以下のうち3項目以上該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。 ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件ウ 3号認定の保育を実施している。</p> <p>単価 条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A 区分 229,500 円 条件② ア、イ両方に該当する場合 B 区分 85,000 円 条件③ アのみに該当する場合 C 区分 57,400 円</p>

令和3年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）（月額）

(単位：円)

認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

負担区分	認定区分	3号認定（0～2歳児クラス） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで								
	対象施設・事業	認定こども園（保育利用）、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業				
	きょうだい区分	第1子※		第2子※		第1子※		第2子※		
	利用時間区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	10,001 円以上～48,600 円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601 円以上～50,400 円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401 円以上～57,700 円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701 円以上～77,100 円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101 円以上～97,000 円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001 円以上～102,600 円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	102,601 円以上～120,600 円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601 円以上～138,600 円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601 円以上～169,000 円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001 円以上～174,900 円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901 円以上～192,900 円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901 円以上～211,200 円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	211,201 円以上～228,900 円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	228,901 円以上～246,700 円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	246,701 円以上～255,700 円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	255,701 円以上～264,700 円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	264,701 円以上～273,700 円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	273,701 円以上～282,700 円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	282,701 円以上～291,700 円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	291,701 円以上～301,000 円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	301,001 円以上～309,700 円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	309,701 円以上～335,800 円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	335,801 円以上～361,300 円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	361,301 円以上～387,700 円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	387,701 円以上～397,000 円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	397,001 円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
ひとり親世帯等	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

※きょうだい区分のカウント方法は「利用料のご案内」もしくは「利用案内」等で確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

※利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

※政令指定都市の場合、平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出しています。（名古屋市は独自減税による5.7%の税率を用いて算出しています。）

※月の途中に利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料（10円未満は切り捨て）になります。

«3号認定：その月の利用料=利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25»

※E0～E5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象外となることがあります）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D1～D5階層はE0～E5階層になります。

参考資料4

資格をいかして、子どもたちの笑顔につつまれ、そんなあなたを応援します。

かながわ保育士・保育所支援センター

もう一度保育士として
働きたい

保育士を
紹介してほしい

保育所の看護師や
栄養士を募集したい

保育士の資格を
いかして働きたい

保育の求人・求職をお待ちしています！

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

求職対象職種

神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



社会福祉法人
神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉人材センター内

かながわ保育士・ 保育所支援センター

開所時間 月～土曜日 9:00～17:15(12:00～13:00昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

TEL 045-320-0505 FAX 045-313-4590

E-mail hoiku_jinzai@knsyk.jp

HP www.kanagawahoiku.jp

Illustration by Osamu Kawamura

インターネットによる求人情報のお知らせ

福祉のお仕事 <https://www.fukushi-work.jp>



*2017年4月よりリニューアル

*求職者の皆さんへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

*求人事業者の皆さんへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募集ができます。

*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。

かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

www.kanagawahoiku.jp



当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。

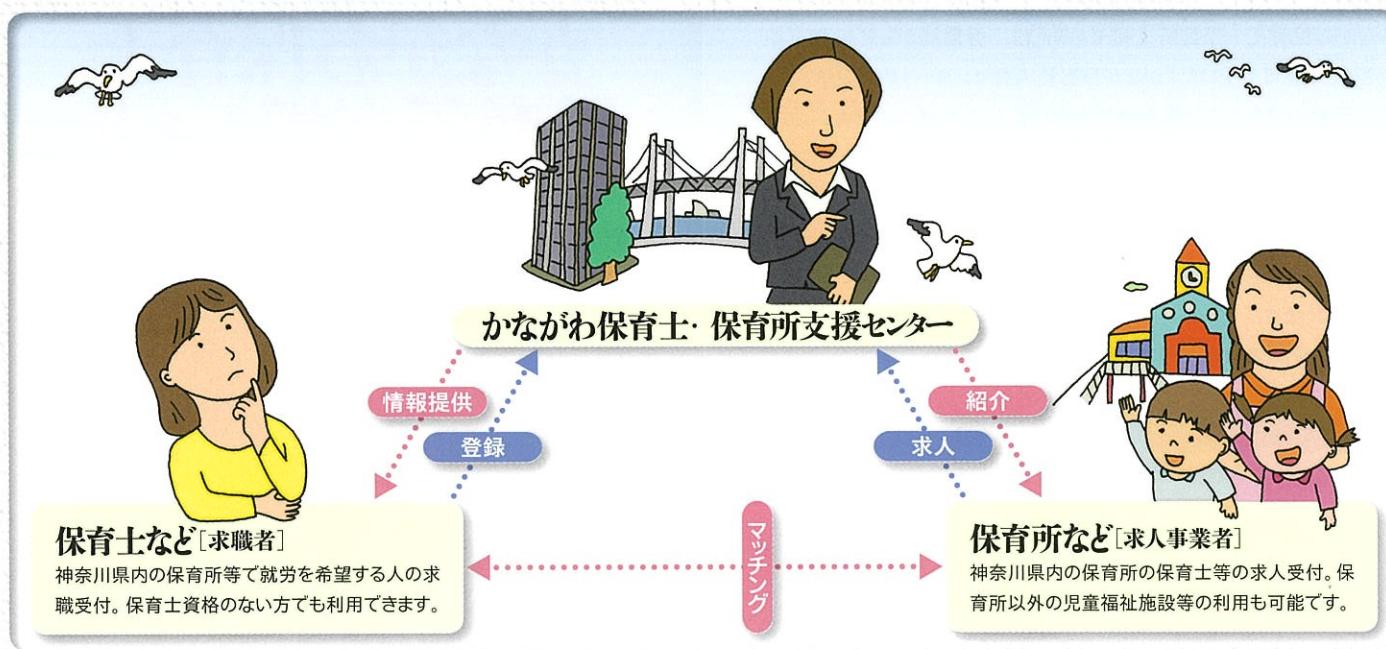
当センターへの登録もここからできます。



かながわ保育士・保育所支援センターにご相談ください。

かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の共同事業として神奈川県社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。

かながわ保育士・保育所支援センターは、保育の仕事をしたい人と、保育所等で働く人を求める求人側の間に入り、マッチングをおこなう専門機関です。



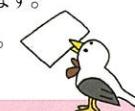
就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。

就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。

プランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。



出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出張して個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報（資格や制度、就職相談会の開催日程等）をメールなどでお知らせします。

就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

[例] 保育園の一日の流れ、仕事の内容

保育をめぐる最近の状況

保育の仕事に復職・転職した人の経験談等

就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



まずはセンターに登録！

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。



すぐに就職したい方

- ♦ 就職相談
- ♦ 職場見学等の調整
- ♦ 求人情報の提供
- ♦ 就職先の紹介

いずれ就職しようと考えている方

- ♦ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ♦ 各種セミナー等のご案内

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、雇用保険の求職活動実績対象となります。

保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの求職登録が必要です。

求職登録 www.fukushi-work.jp/job/



貸付には要件がありますので、下記ホームページでご確認ください



www.knsyk.jp/s/jinzaicenter/jinzai_kashituke_06_shinkin.html

貸付に関するお問い合わせは、福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816